



## 6団体連絡会に参加して

**改** 憲問題対策法律家6団体連絡会(6団体連絡会)は、ご存知のように、2013年10月の特定秘密保護法に反対する法律家7団体を出発点に、2014年7月の第2次安倍政権による集団的自衛権行使の一部容認の閣議決定を最大の改憲の危機と捉え、改憲阻止のための法律家の共同戦線を目指して、同年8月に6団体連絡会が発足しました。

私は、6団体連絡会の構成団体の一つである日本国際法律家協会のメンバーとして、2013年から活動に参加してきましたが、6団体連絡会は、第2次安倍政権、菅政権そして現在の岸田政権と続く反動政治と改憲策動に対抗して、この10年間よくやってきた、というのが実感です。

6団体連絡会の主な活動は、明文改憲と実質改憲阻止の闘いです。明文改憲阻止は、主に9条に自衛隊を明記することを含む自民党の改憲4項目批判と憲法審査会対策で、実質改憲阻止との闘いは、憲法9条に違反する戦争法の制定とその実施の反対、現在問題となっている敵基地攻撃能力を認める安保3文書の改定反対の闘いです。

6団体連絡会の活動の原型が作られたのは、2015年の戦争法案反対の運動で、法案の分析と意見表明、野党の国会議員対策、マスコミ対策を行い、運動面では、総がかり行動実行委員会と連携して活動を行い、その後も続く反動政治と改憲策動に対して、これらの活動を継続して行ってきました。

現在、明文改憲に関連しては、憲法審査会の動向、実質改憲に関連しては、安保3文書の改定が問題になっています。

憲法審査会は、憲法改正原案や改憲手続法の審議・採決を行う場であることから、憲法審査会を開催させない活動を続けてきました。しかし、2021年に公選法並びの改憲手続法改正案が衆参の憲法審査会で採決され、本会議で採決されて成立しました。そして、2022年の通常国会では、衆議院憲法審査会は予算審議中にもかかわらず2月からほぼ毎週開催されたことから、6団体連絡会では、毎回の傍聴と対策会議の開催、

総がかり行動実行委員会への傍聴の呼びかけと集会の開催、野党の筆頭幹事や委員との意見交換などを行いました。衆議院憲法審査会では、緊急事態における議員の任期延長問題を中心に議論が行われましたが、極端な事例を挙げて議論することへの批判や、大規模災害等に備えた公選法の改正で対応すべきことを主張した立憲野党の反対で、改憲派が目論んだ議論の取りまとめを阻止することができました。

そして、ロシアのウクライナ侵攻、台湾情勢の緊張、北朝鮮の弾道ミサイル実験が続く中で、専守防衛から敵基地攻撃への転換を認める安保3文書改定が行われ、防衛予算をGDP比2%とする大軍拡が打ち出され、それに符丁を合わせるかのように、衆議院憲法審査会では、議員任期延長問題とともに、9条に自衛隊を明記する改憲論議が行われています。

6団体連絡会では、敵基地攻撃能力に関連した2つの意見書とパンフレット「9条実質改憲としての安保三文書改訂—戦争させないためのQ&A—」を作成し、安保3文書改定の正体を暴露し、世論を作るための活動を行うとともに、憲法審査会の動向に注意し、明文改憲に進むことを阻止するために引き続き頑張ってゆきたいと思っています。

(弁護士 宮坂 浩)

### 次号予告

「法と民主主義」2023年6月号 (No.579)

【特集】

入管法「改正」案をめぐる諸問題(仮題)

人権上の問題が指摘される入管法「改正」案が国会で審議入りしました。何が問題なのか、考えます。5月下旬発行予定です。

### ●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。